ノジコ（野路子）の会規約

第１条（名称）
　この会は、ノジコ（野路子）の会と称する。

第２条（所在地）
　この会の事務局を三条市東大崎１２２７番地に置く。
　この会の所在地は、事務局と同一とする。

第３条（目的）
　この会は、「緑豊な潤いのある街づくり」を目指して活動し、会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第 4 条（会員）
　この会は、第 3 条の目的に賛同する者をもって会員とする。

第 5 条（役員）
　この会は、次の役員を置く。
（1）会長　　1 名
（2）副会長　　若干名
（3）事務局長　1 名
（4）幹事　　若干名（会計担当を含む）

第 6 条（総会）
　この会は、毎年 4 月に定期総会を開催し、次のことを決める。なお会長が必要と認めたとき臨時総会を開催することができる。
（1）活動の総括と次年度の活動計画の樹立
（2）決算及び予算の編成
（3）役員の選出
（4）その他必要な事項

第 7 条（会費）
　この会の会計年度は、毎年 4 月から翌年 3 月末日とし、会費は年額 1,000 円とする。

第 8 条（規約改定）
　この会の規約は、会員の過半数の同意をもって改定することができる。

（附則）
　この会の規約は、2000 年（平成 12 年）11 月 23 日からとする。
　この会の規約は、2011 年（平成 23 年）5 月 8 日から一部改正する。
　この会の規約は、2019 年（平成 31 年）4 月 27 日から一部改正する。